

# 結婚新生活を応援します

香美市では、少子化対策として、結婚新生活を経済的に支援し、住宅の取得・賃貸・引越にかかる費用について、上限30万円を助成します。

## 対象となる世帯(次のすべてをみたす方)

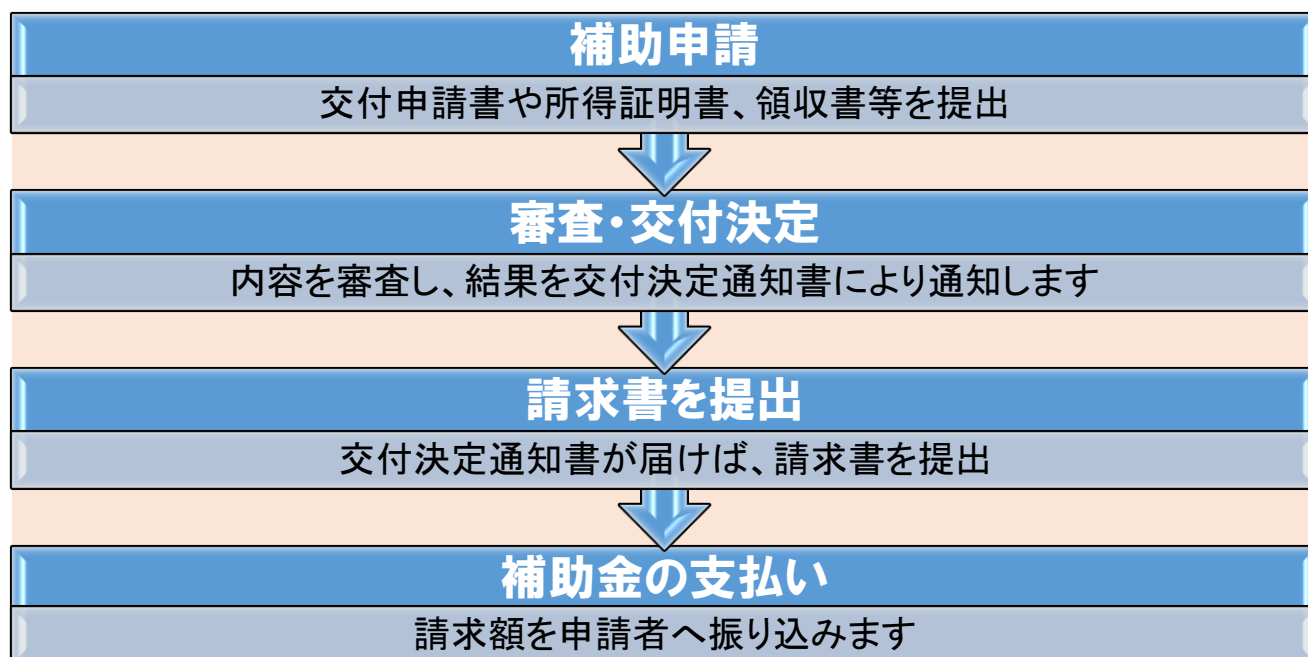
- ・令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、婚姻日における年齢が、夫婦ともに34歳以下であること。
- ・平成30年又は令和元年分の世帯の所得（夫婦の合算額。奨学金を返済している場合は控除可。申請時に無職の方は所得なしとして算出）が340万円未満であること。
- ・対象となる住居が香美市内にあり、他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ・夫婦のいずれもが県税及び市税等を滞納していないこと。
- ・夫婦のいずれもが暴力団員でないこと。

## 対象経費(結婚を機に物件を購入・賃貸する際に要した費用)

- ・住宅賃貸費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ・住宅取得費用（新築、購入）
- ・住居への引っ越し費用
- ・※補助対象となる経費は、令和2年1月1日から令和3年3月31日までに要した費用です。

申請期間;令和2年4月1日～令和3年3月31日まで

## 手続きの流れ



## 必要書類（書類は香美市公式ホームページへも掲載しています）

チェック	書類
①	香美市結婚新生活支援事業補助金交付申請書
②	夫婦の住民票の写し
③	婚姻届受理証明書（または婚姻後の戸籍謄本）
④	夫婦の平成30年又は令和元年の所得証明書
⑤	夫婦の県税及び市税等滞納のない証明書
⑥	奨学金の返済額がわかる書類 ※奨学金の返済を現に行っている場合のみ
⑦	住宅の購入、賃貸、引っ越しに要した費用の領収書
⑧	住宅手当支給証明書※賃貸住宅の場合

※上記以外にも、市長が必要と認める書類をご提出いただく場合があります。

## 補助金の算出例

【例】夫（世帯主25歳、所得270万円）、妻（25歳、所得60万円）

R2.5.1に婚姻届を提出し受理され、市内の賃貸物件に引っ越した場合

①結婚を機に新たに住宅を賃貸した際の費用

月額家賃50,000円×4ヶ月 共益費3,000円×4ヶ月 敷金・礼金100,000円  
勤務先からの住宅手当10,000円

$(50,000円 - 10,000円 + 3,000円) \times 4ヶ月 + 100,000円 = 272,000円$

②住居への引っ越し費用

引越業者への経費40,000円

※①+②=312,000円

この場合の補助金額は、上限の300,000円になります。

● 書類提出先・問合せ先 ●

香美市役所 定住推進課 定住班

TEL

0887-53-1061

FAX

0887-53-5958

E-mail

matidukuri@city.kami.lg.jp